

平成25年度南大隅町議会定例会6月会議 会議録（第3号）

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成25年6月28日 午前10時

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 宇野 仁一 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 全員
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	保健課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	空席	教育総務・社会教育課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	田中 明郎 君	町民福祉課長	小田 清典 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 木佐貫 公子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (6番) 日高 孝壽 君 (7番) 水谷 俊一 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成25年6月28日 午前10時31分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 議案第10号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第1 議案第10号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第2 議案第11号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第2 議案第11号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第3 議案第12号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第12号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第13号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第13号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1

号) については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第14号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第14号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第14号は、南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件についてであります。

本案は、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、特別職の給与について減額を行うものであります。

減額期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までで、町長については10パーセント、副町長・教育長については8パーセントをそれぞれ減額するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

26年3月まで10%カットという事です。町長は前期4年、町長の政治家としてのライフスタイルとして1割カットを、前町長がずっと行なってこられた1割カットをずっとやってこられたと記憶しているんですが、でしたよね。普通考えて、町長としてずっと1割カットをやっていくんだという考えかなと、私は思っておったんですね。

だから、今回もまた当選されて次の4年間1割カットという事で、これは町長の政治のライフスタイルであろうというふうに我々は思っていて、今回のこの削減額だったんですが、それを考えますと、やはり職員に平均6.4%という削減をお願いするというのであれば、我々はそれに上積みという考え方が普通ではないのかな、自然ではないのかなというふうに私は考えておりました。だから、「隗より始めよ」という言葉があります。ご存知だと思いますけれども、やはり言いだしっぺ、それをやる者から最初に始めないことには、ついて来る者もなかなかついて来ないだろうと。

大久保議員がこの間の、先日の一般質問でも言われましたけれども、この減額によって職員のモチベーションが下がるのが一番懸念されると。それだけではないように、仕事に支障がないようにしていかんないかんというふうに思うのであれば、私は、ここは町長は1

割カットはされて、今度26年の3月までは、後1割上積みするというようなそういう姿勢を見せて頂いた方が自然だったんじゃないかなというふうに思うんですが、町長の考えをお聞かせ下さい。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10:09
～
10:10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番（水谷俊一君）

一応、町長のお考えを聞いてからと思ったんですが、そういう事であれば、出来れば、この案をここで否決する気はございません。とりあえず7月1日から、やはりこれは減額していかんないかんという事で町長にそういうお考えがあるのであれば、8月1日からでも、また26年の3月まで後1割上乘せの条例案を出される考えはないのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

議長（大村明雄君）

休憩でいいですか、休憩の中で。

7番（水谷俊一君）

いいですよ。どっちでも。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10:10
～
10:15

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第15号 南大隅町職員の給与の特例に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第15号 南大隅町職員の給与の特例に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第15号は、南大隅町職員の給与の特例に関する条例制定の件についてであります。

本案は、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与について減額を行うものであります。

減額期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までで、それぞれの削減率は、1級から2級が3.55パーセント、3級から6級が6.55パーセント、平均削減率は6.4パーセントであります。

また、国家公務員を100としたラスパイレス指数は、105.8から99.5となる見込みであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第15号 南大隅町職員の給与の特例に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 南大隅町職員の給与の特例に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

同意第2号は、教育委員の任命について同意を求める件についてであります。
本町の教育委員に、鹿児島市吉野町3429-24 山崎洋一 氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により、議会の同意を求め

るものでございます。

なにとぞご審議の上、同意くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第3号は、教育委員の任命について同意を求める件についてであります。

本町の教育委員に、南大隅町佐多伊座敷2430番地3 畠中泉 氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

なにとぞご審議の上、同意くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（大村明雄君）

日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員については、篠原敏行君、徳永あゆみさん、天目石幸一君、中村八重子さん以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、篠原敏行君、徳永あゆみさん、天目石幸一君、中村八重子さん以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会補充員については、園田瑞穂君、小田好美君、吉永一雪君、鹿間邦夫君以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、園田瑞穂君、小田好美君、吉永一雪君、鹿間邦夫君以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

▼ 日程第10 発議第2号 南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第10 発議第2号 南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

〔 議会運営委員長 宇野 仁一 君 登壇 〕

議会運営委員長（宇野仁一君）

ただいま議題となりました、発議第2号 南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件について、趣旨説明をいたします。

本年4月、南大隅町3期目の議員改選が行われ、前期より4名削減の12名により議会活動がスタートしたところであります。

本案は、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、月額報酬から100分の5に相当する額を減額し、その実施期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

そこで、今回提出する「南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件」についてを、ご理解され、議決いただくよう、地方自治法第112条及び会議規則第10条第2項の規定により提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発議第2号 南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第2号 南大隅町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第11 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりとしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議ありませんので、そのように決定することにいたしました。
お諮りします。
6月会議で議決されました議案の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。以上で全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

平成25年度6月会議終了に伴い、一言お礼申し上げます。

6月11日から、本日28日まで、18日間の日程でありましたが、一般会計補正予算をはじめ、今回は福祉施策等に係る条例改正など、お願い致しました議案につきまして、全て原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

今回は、私の2期目就任にあたる所信表明と、補正予算3億1千万円に対します事業等の、施政方針を述べさせて頂き、説明も十分ではなかったと思いますが、ご理解を賜わり感謝申し上げます。

また一般質問におきましては、特に「観光元年佐多岬開発」についてのご質問を頂き、議員各位よりそれぞれの立場から多彩前向きなご意見を数多く賜りましたので、引き続き国や県の機関と十分に連携し、今後の事業推進に反映させていきたいと考えます。

また、基幹産業であります農業関係についても、春バレイショや新規就農者対策など、喫緊の課題につきましても建設的なご議論を賜り、一定の方向性を見出していただいたと考えております。

私はこの4月、多くの町民各位のご支援を賜わり当選させて頂きました。町民皆様方の負託に応えるべく、これからの2期目4年間を、過疎高齢化はどうしても否めませんが、町民皆様が未来に夢を描けるそして、子育て世代から、お年寄りの皆様方まで、全ての方々が、「安心して暮らせるまちづくり」に日々努力邁進いたします。

そして「観光元年佐多岬開発」を中心とした施策展開を軸に、町民皆様に真摯にお応えすべく、あらゆる政策課題を一つずつ丁寧に解決していき、町民皆様に「南大隅町は、ありがたい！」と、体感していただける施策目標に向けて、引き続き、議員各位の絶大なるご指導、ご支援を賜わり、行政課題も多種多様でございますが、町政遂行にスピード感を持ち、頑張って参る所存であります。

最後になりますが、2期目スタートにあたり、町民皆様に、これまでご迷惑をお掛けしました一連の事案について、6月会議、本議会最終日、本日6月28日を私は、収束の日として、これまでの空気を払拭し、目標はひとつ、議会・執行部が一致協力一丸となり、今後において私は、全身全霊、南大隅町発展のために、尽力していく事を、改めて、本日ここにお誓い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成25年度南大隅町議会定例会6月会議を散会します。

散会 : 平成25年6月28日 午前10時31分